

- 電話 096-384-1711
- (3) 受付期間
平成 14 年 10 月 1 日から平成 14 年 10 月 11 日まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会が交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160 円切手をはったもの)を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
なお、郵送による申請書は、平成 14 年 10 月 11 日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 5 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 6 合格発表
- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 15 年 3 月 25 日以降に書面で通知する。
- (2) 技能検定の合格者の受検番号は、平成 15 年 3 月 25 日に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、特級、1 級及び単一等級については、厚生労働大臣、2 級及び 3 級については、熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1 級技能士章、単一等級技能士章、2 級技能士章、3 級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第 704 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 14 年度臨時的任用教職員給与等計算システム高度化に関する事業調査及び基本計画書作成に係る業務

(2) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 14 年 9 月 24 日(火)から平成 14 年 12 月 24 日(火)まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、本システム高度化に関する事業調査及び基本計画作成委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。

エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札の資格等に関する要綱(平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号)第 2 条の規定により、同要綱の別表中「25 情報処理業務 01 情報システムに関する企画」かつ同業務「02 情報通信ネットワークに関する企画」において、入札参加資格を有すると認められた者。

なお、同要綱附則第 2 項第 6 号中、「情報システムに関する企画」かつ「情報通信ネットワークに関する企画」に該当する者は、本入札における入札参加資格者とみなす。

(2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者。

- 3 入札手続き等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県教育庁学校人事課給与係(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6678
- (2) 入札説明書、仕様書、契約条項等の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間
平成14年9月2日(月)から平成14年9月11日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- イ 交付場所
3の(1)に同じ。
- (3) 入札保証金免除申請書の提出期間及び場所
- ア 提出期間
平成14年9月2日(月)から平成14年9月11日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- イ 提出場所
3の(1)に同じ。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 平成14年9月6日(金)午前11時
- イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成14年9月13日(金)午後2時
- イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- (6) 入札書の提出方法
3の(5)の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3の(1)に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 4 その他
- (1) 入札保証金
3の(5)のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に、100分の5を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、本システムに係る契約締結日前日までに提出したとき。
- イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を、本システムに係る契約日前日までに提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第705号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年9月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
庶務事務システム構築に係る基本計画策定業務等委託
 - (2) 委託業務の内容
熊本県行政情報化推進計画に基づく庶務事務システム構築のための基本的な検討を行い、庶務事務システムの基本計画の策定及び同システムの全体設計を行う業務
 - (3) 委託業務の詳細
5の(2)で配布する入札等説明書のとおり
 - (4) 委託期間
契約締結の日から平成 15 年 3 月 28 日(金)まで
 - (5) 成果品の納入期限
ア 基本計画書(案) 平成 14 年 11 月 29 日(金)
イ ア以外は、平成 15 年 3 月 28 日(金)
 - (6) 成果品の受渡場所
熊本県総務部人事課内
 - (7) 入札方法
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年告示第 420 号)の規定を準用する。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号)による審査のうえ、情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等の資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 過去 5 年間に 1,000 人以上のユーザが利用するイントラネットによる複数の情報システムを一体として企画又は開発した実績を有する者であること。
 - (3) 過去 5 年間に国の各省庁等(内閣府、宮内庁、人事院、会計検査院、内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関)、都道府県又は政令指定都市において庶務事務に係るシステムを企画又は開発した実績を有する者であること。
 - (4) システムアナリストの資格を有する者(情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年法律第 90 号)第 6 条に定める情報処理技術者試験のうちシステムアナリスト試験に合格したものをいう。)を当該業務に従事させることができる者であること。
 - (5) 熊本県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- 3 競争参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 14 年 9 月 2 日(月)から平成 14 年 9 月 12 日(木)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 提出場所
4 に同じ。
 - (3) 提出方法
4 の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県総務部人事課(総務公災班)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 3064
- 5 入札手続等
- (1) 担当課
4 に同じ。
 - (2) 入札等説明書(入札説明書、庶務事務システム構築に係る基本計画策定業務等委託仕様書、契約書(案))の配布期間及び場所
ア 期間
平成 14 年 9 月 2 日(月)から平成 14 年 9 月 12 日(木)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
イ 場所
4 に同じ。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 14 年 9 月 4 日(水)午後 2 時から

- イ 場所
熊本県庁本館 4 階人事課分室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 14 年 9 月 18 日 (水) 午後 2 時から
- イ 場所
熊本県庁本館 4 階人事課分室
- ウ 入札書の提出方法
5 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。
ただし、持参できないときは、4 記載の場所に平成 14 年 9 月 18 日 (水) 正午までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) の入札の日時まで
に納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、入札保証
金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社とに間に
県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共
団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわた
って締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した
とき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない
と認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のし
た入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入
札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みを
した者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約締結の期限
平成 14 年 9 月 24 日 (火)
- (8) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付する
こと。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が
免除される。
ア 契約しようとする者が、保険会社とに間に県を被保険者とする履行保証保険契約
を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体と
この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって
締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき
(その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊 本 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会 公 告 第 2 号

熊 本 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会 の 会 議 を、 次 の と お り 開 催 す る。

な お、 当 該 会 議 の 傍 聴 の 手 続 き は、 次 の と お り。

平 成 14 年 9 月 2 日

熊 本 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会

会 長 横 田 武 勝

- 1 開 催 日 時
平 成 14 年 11 月 6 日
午 後 1 時 30 分 から 午 後 3 時 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 水 前 寺 公 園 28-51
熊 本 テ ル サ 2 階 つ ば き の 間
- 3 議 題
 - 1 平 成 14 年 度 上 半 期 の 事 業 実 施 状 況 報 告 に つ い て
 - 2 平 成 14 年 度 下 半 期 の 事 業 計 画 に つ い て
 - 3 平 成 14 年 度 明 る い 選 挙 啓 発 作 品 コ ン ク ル ー ル に つ い て
 - 4 そ の 他
- 4 傍 聴 者 の 定 員
10 人
- 5 傍 聴 手 続 き
 - 1 傍 聴 希 望 者 は、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、 当 該 会 議 の 会 場 に お い て、 協 議 会 の 会 長 の 許 可 を 得 た 上 で、 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。
 - 2 傍 聴 の 手 続 き は、 先 着 順 で 行 い、 定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 (熊 本 県 総 務 部 市 町 村 総 室 選 挙 班)
(電 話 096-381-8015)

熊 本 県 教 育 委 員 会 告 示 第 5 号

熊 本 県 文 化 財 保 護 条 例 (昭 和 52 年 熊 本 県 条 例 第 48 号) 第 36 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 次 の 熊 本 県 指 定 史 跡 の 指 定 が 平 成 14 年 3 月 19 日 付 け で 解 除 さ れ た の で、 同 第 36 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 告 示 す る。

平 成 14 年 9 月 2 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 今 村 潤 子

- 1 名 称 田 中 城 跡
- 2 種 別 史 跡
- 3 員 数 1
- 4 所 在 地 熊 本 県 玉 名 郡 三 加 和 町 大 字 和 仁 字 古 城 486 番 地 ほか
- 5 所 有 者 三 加 和 町 ほか

八 代 地 区 や さ し い ま ち づ く り 推 進 協 議 会 公 告 第 1 号

八 代 地 区 や さ し い ま ち づ く り 推 進 協 議 会 の 会 議 を、 次 の と お り 開 催 し ま す。

な お、 当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 は、 次 の と お り で す。

平 成 14 年 9 月 2 日

八 代 地 区 や さ し い ま ち づ く り 推 進 協 議 会 会 長

磯 田 節 子

- 1 開 催 日 時
平 成 14 年 9 月 11 日 (水)
午 後 1 時 30 分 から 午 後 3 時 30 分 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 県 八 代 市 西 片 町 1660
熊 本 県 八 代 総 合 庁 舎 八 代 保 健 所 一 階 第 一 集 団 指 導 室
- 3 議 題
 - (1) 「 高 齢 者 や 障 害 者 に や さ し い ま ち づ く り 推 進 計 画 」 に つ い て
 - (2) 八 代 地 域 に お け る 推 進 状 況 ・ 取 組 状 況 に つ い て
 - (3) 八 代 地 域 に お け る 今 後 の 取 組 に つ い て
 - (4) 「 八 代 地 区 や さ し い ま ち づ く り 推 進 協 議 会 」 の 今 後 の 活 動 に つ い て
- 4 傍 聴 者 の 定 員
10 人
- 5 傍 聴 手 続
 - (1) 傍 聴 希 望 者 は、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、 当 該 会 議 の 会 場 に お い て、 八 代 地 区 や さ し い ま ち づ く り 推 進 協 議 会 事 務 局 の 許 可 を 得 た 上 で、 会 場 に 入 る こ と が で き ま

- す。
- (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町 1660
八代地区やさしいまちづくり推進協議会事務局
(熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)
(電話 0965-33-3111 内線 3011)